1：10，000　地形図

名古屋都市計画区域　長久手市都市計画図

令和八年三月調製

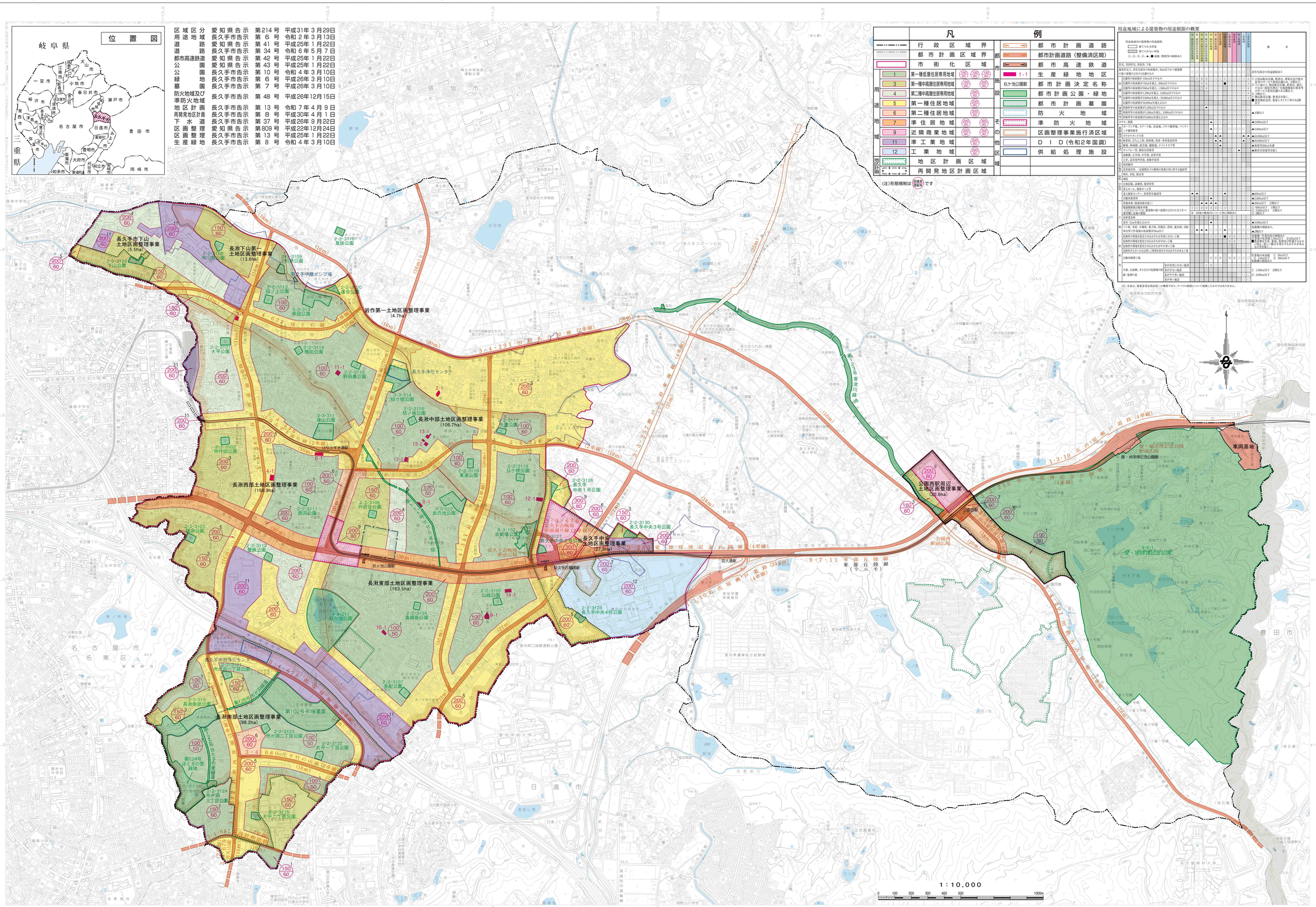

区域区分	愛知県告示	第214号	平成31年3月29日
用途地域	長久手市告示	第6号	令和2年3月13日
道路	愛知県告示	第41号	平成25年1月22日
道路	長久手市告示	第34号	令和6年5月7日
都市高速鉄道	愛知県告示	第42号	平成25年1月22日
公園	愛知県告示	第43号	平成25年1月22日
公園	長久手市告示	第10号	令和4年3月10日
緑地	長久手市告示	第6号	平成26年3月10日
墓園	長久手市告示	第7号	平成26年3月10日
防火地域及び準防火地域	長久手市告示	第48号	平成26年12月15日
地区計画	長久手市告示	第13号	令和7年4月9日
再開発地区計画	長久手市告示	第8号	平成30年4月1日
下水道	長久手市告示	第37号	平成26年9月22日
区画整理	愛知県告示	第609号	平成22年12月24日
区画整理	長久手市告示	第13号	平成25年1月22日
生産緑地	長久手市告示	第8号	令和4年3月10日

凡例

行政区域界	都市計画道路
都市計画区域界	都市計画道路（整備済区間）
市街化区域	都市高速鉄道
用途地域：1 第一種低層住居専用地域（100/60 150/60 150/80）	1・1 生産緑地地区
3 第一種中高層住居専用地域（150/60 200/80）	私立池袋駅
4 第二種中高層住居専用地域（200/60）	都市計画決定名称
5 第一種住居地域（200/60）	都市計画公園・緑地
6 第二種住居地域（200/60）	都市計画墓園
7 準住居地域（200/60 300/60）	防火地域
9 近隣商業地域（200/60 300/80）	準防火地域
11 準工業地域（200/60）	区画整理事業施行済区域
12 工業地域（200/60）	DID（令和2年国調）
地区計画区域	供給処理施設
再開発地区計画区域	

（注）形態規制は 容積率/建蔽率 です

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
○ 建てられる用途
× 建てられない用途
①、②、③、④、▲、■ 面積、階数等の制限あり

建築物の用途	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m2以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150m2以下のもの		①	①	②	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具、履物その他サービス業用に供するもの、2階以下。② 上に掲げるもの、物品販売店舗、飲食店、銀行、郵便局、クリーニング取次ぎ店、理髪店等のサービス業用店舗の場合2階以下。③ 2階以下。■ 風俗営業店舗、飲食店を除く。■ 農産物直売所、食堂レストラン等のみ2階以下。
	店舗等の床面積が150m2を超え、500m2以下のもの		①	①	②	○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が500m2を超え、1,500m2以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が1,500m2を超え、1,000m2以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が1,000m2を超えるもの						○	○	○	○	○	○	
事務所	事務所等の床面積が1,500m2以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500m2を超え、3,000m2以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が3,000m2を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	
旅館	ホテル、旅館				▲	○	○		○	○	○		▲3000m2以下
娯楽施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等				▲	○	○		○	○	○		▲3000m2以下
	カラオケボックス等				▲	▲	○		○	○	○	▲	▲3000m2以下
風俗営業等	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等				▲	▲	○		○	○	○	▲	▲3000m2以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等					▲	○		○	○	○		▲客席等200m2未満
	キャバレー等、個室付浴場等						○		○	○	○		▲個室付浴場等を除く
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等				○	○	○	○	○	○	○		
病院	病院診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
公共施設	高等技術校、一定規模以下の規模の倉庫の用に供する施設等						○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	▲	▲600m2以下
	自動車教習所				▲	○	○		○	○	○		▲3000m2以下
店舗等	単独店舗（店舗兼用を含む）		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○		▲300m2以下　2階以下
	建築物附属自動車車庫（2階以下かつ1,500m2以下の場合は、建築物の延べ床面積の2分の1以下かつ規定幅以上道路の制限	①	①	②	③	③	○	○	○	○	○		① 600m2以下　1階以下 ② 3,000m2以下　2階以下 ③ 2階以下
工場	自家倉庫										○	○	
	倉庫（15m2を超えるもの）				▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3000m2以下
危険物	パン屋、米屋、豆腐屋、麺類製造業、菓子屋、洋服店、食堂、喫茶店、自転車修理で作業場の床面積が50m2以下	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	規模の制限あり。 ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場				①	①	○	○	■	②	○	○	規模・用途別の制限あり ① 50m2以下 ② 150m2以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									③	○	○	■農産物・農産物の加工品を販売するものを除く。③ 3,000m2以下
	危険性や環境を悪化させるおそれのやや大きい工場										○	○	■農産物・農産物の加工品を販売するものを除く。■ 住宅、事務所、店舗、飲食店、ホテル、旅館、学校、病院、公共施設、劇場、映画館、演芸場、観覧場、風俗営業等、個室付浴場等、自動車教習所、倉庫業倉庫、自動車修理工場、危険物の貯蔵・処理の施設を除く。
	危険性が大きい or 公害を起こす環境を悪化させるおそれのある工場											○	
	自動車修理工場				①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積　① 50m2以下　② 150m2以下　③ 300m2以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の施設	量が非常に少ない施設			①	①	○	○	○	○	○	○	① 1,500m2以下　2階以下 ② 3,000m2以下
		量が中小規模の施設									○	○	
		量が多い施設									○	○	

（注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

令和８年３月調製

令和２・３年度作成名古屋市都市計画基本図を複製　（承認番号）　７指令住都計第３７号」
令和３年度作成尾張旭市都市計画基本図を複製　（承認番号）　令和７年第４号」
令和２年度作成瀬戸市都市計画基本図を複製　（承認番号）　７瀬都計第９－３号」
令和２年度作成豊田市都市計画基本図を複製　（承認番号）　豊都計発第８３１号」
令和４年度作成日進市都市計画基本図を複製　（承認番号）　７日都第８０１号」

（注）本図は一般参考図で、詳細については、愛知県都市計画課及び長久手市都市計画課の縦覧用都市計画図書を参照して下さい。

この地図は、令和８年３月作成の長久手市都市計画基本図1：2,500を縮小し、編集、製図したものである。
（承認番号）　令７　部公第２３０号」

株式会社中測技研調製

長久手市役所